

事 務 連 絡

平成 26 年 3 月 17 日

住宅・不動産関係団体 各位さま

国 土 交 通 省 住 宅 局
住宅取得給付措置推進室

【協力依頼】消費税率引上げに伴う住宅取得支援制度の周知について

平素は住宅行政にご協力頂き大変ありがとうございます。

平成 26 年 4 月 1 日に消費税率が引き上げられることに伴う住宅取得者の負担軽減を図るため、住宅ローン減税等の住宅関連税制の拡充やすまい給付金制度を創設することとしております。

国土交通省においては、こうした支援制度の対象となる住宅取得者が制度を認識し、円滑に利用できるようにするため、別紙「新消費税率で住宅を取得した方へのお知らせ」を作成したところです。

貴団体におかれましては、住宅取得者が支援制度を円滑に利用できるよう、貴団体会員が新消費税率の適用される住宅を引渡す際に、住宅取得者に対し別紙「新消費税率で住宅を取得した方へのお知らせ」を配付するなど、制度の周知にご協力頂きますようお願いいたします。

すまい給付金は、住宅取得者（登記上の持分保有者）それぞれの収入に応じて給付金を交付する仕組みです。このため、例えば夫婦共有持分での住宅取得時などは、世帯合算収入が給付対象となる収入を超えている場合でも、夫か妻のいずれか（又は両方）が給付金対象となることもあります。このように、すまい給付金の給付対象となるか否かについては、住宅取得方法や登記内容によって変わるものとなっているため、周知については幅広く行っていただきますようお願いいたします。

なお、別紙「新消費税率で住宅を取得した方へのお知らせ」については、住宅瑕疵担保責任保険加入時に、保険法人から住宅事業者に対し配付を予定していることを申し添えます。

《本件に係る問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 : 03-5253-8111

夜間直通 : 03-5253-8510

担当 : 企画専門官 豊嶋太朗（内線 39463）

係長 原口統（内線 39448）

新消費税率で住宅を取得した方へのお知らせ

- **引上げ後の消費税率**で新たに住宅を取得された方については、**国の支援制度**を受けられる場合があります。
- 支援制度を利用する場合は、**所定の申請手続を行う必要があります**のでご注意下さい。

支援制度1

住宅ローン減税（住宅借入金等特別控除）

- 住宅ローンの金利負担を軽減するため、年末のローン残高の1%を所得税（一部、翌年の住民税）から控除する制度です。
- **10年間継続して控除を受けることができるため、大きな減税効果があります。**
- 消費税率の引き上げに伴い制度を大幅に拡充しました。
（注）消費税率5%で住宅取得される場合でも利用可能です（減税効果は少なくなります）。

要件について

対象住宅等について床面積等の要件があります。
対象となるかどうかについては、住宅事業者にご相談下さい。

詳細について

国土交通省又は国税庁のホームページをご覧ください。

制度利用方法

取得住宅に入居した年の次の年の**確定申告で申請**して下さい。
住宅ローン借入者毎に適用されます。

支援制度2

すまい給付金

- 自らが居住する住宅を**新消費税率で取得された方**に対し給付金を交付する新たな制度です。（注）消費税率5%で住宅取得する場合は給付対象外です。
- 給付金額は、**住宅取得者の収入に応じて決まります。**（下表参照）。

給付額について（消費税率8%時）

給付額は下表の給付額に登記上の持分割合を乗じた額となります。

（参考）収入額の見安	住民税（都道府県）所得割額 ^注	給付額
425万円以下	6.89万円以下	<u>30万円</u>
425万円超475万円以下	6.89万円超8.39万円以下	<u>20万円</u>
475万円超510万円以下	8.39万円超9.38万円以下	<u>10万円</u>

注 神奈川県の場合は左表と異なります。

要件について

対象住宅等について床面積や検査等の要件があります。
対象となるかどうかについては、住宅事業者にご相談下さい。

詳細について

すまい給付金ホームページ又は電話問い合わせ窓口まで（下記参照）。

制度利用方法

引渡しを受けてから1年以内に郵送又は窓口で申請することが必要です。
住宅取得者毎に申請して下さい（事業者等による手続代行も可能）。
※ 申請先・申請方法については、すまい給付金ホームページをご参照下さい。

〔すまい給付金ホームページ〕 <http://sumai-kyufu.jp/>
〔電話問い合わせ窓口〕 0570-064-186

※ 上記以外にも利用可能な支援制度がある場合があります。



国土交通省